

付 議 第 7 号

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和8年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

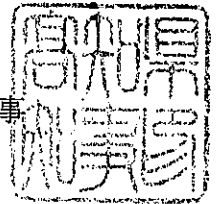
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



8 高財政第 120 号
令和 8 年 5 月 28 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 8 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 8 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 4 令和 8 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例

(高知県認定こども園条例の一部改正)

第1条 高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「附則第2項、第4項及び第8項から第13項まで」を「附則第2項、第4項及び第8項から第14項まで」に改め、同条第3号中「第8条の2」を「第8条の2、第8条の3」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第8条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条及び別表の7の(12)において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。別表の7の(12)において同じ。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第9条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第10条第1項及び第3項の表備考1中「指導保育教諭」を「指導保育教諭、主務保育教諭」に改め、同表備考に次のように加える。

5 この表の備考1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修す

る学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第10条第5項第2号中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改める。

第16条中「別表の7の(11)及び(12)」を「別表の7の(11)及び(13)」に改める。

第17条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第9項中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改め、附則第13項中「附則第9項から前項まで」を「第10条第3項の表備考5及び附則第9項から前項まで」に、「第10条第3項の表備考1」を「同表備考1」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、附則に次の2項を加える。

- 14 第10条第3項の表備考5及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者(同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(連携型外認定こども園の職員の数に係る特例)

- 15 別表の2の(5)の規定により同表の2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等の総数は、同表の1の(1)の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表の1の(2)中「35人」を「30人」に改め、同表の2中

「(4) 連携型外認定こども園の長(連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。)は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。」

を

「(4) 連携型外認定こども園の長(連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。)は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する

機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。

- (5) (1)及び(2)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと。」

に改め、同表の4の(1)中「第6条」を「第5条」に改め、同表の7中

- 「(12) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(12)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。」

を

- 「(12) 連携型外認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

- (13) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(13)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。」

に改める。

（高知県認定こども園条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「幼保連携型認定こども園」を「幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）」に、「次項において「新条例」という。）第10条第3項の規定」を「以下「新条例」という。）第10条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」に、「次項において「旧条例」という。）第10条第3項の規定」を「以下「旧条例」という。）第10条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」に改め、附則第3項中「高知県認定こども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「新条例別表の1の(1)」を「新条例別表の1の(1)のエ」に、「旧条例別表の1の(1)」を「旧条例別表の1の

(1)のエ」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、旧条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 高知県認定こども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定こども園（次項において「連携型外認定こども園」という。）において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新条例別表の1の(1)のウの規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)のウの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中高知県認定こども園条例第6条第3号の改正規定、第8条の2の次に1条を加える改正規定、第16条の改正規定並びに別表の4の(1)及び同表の7の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の高知県認定こども園条例（次項において「新条例」という。）第9条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する連携型外認定こども園における1学級の子どもの数については、新条例別表の1の(2)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内閣府
(平成26年文部科学省令第1号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
厚生労働省
供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学
内閣府
大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月文部科学省告示第2号)が
厚生労働省
一部改正されたことを考慮し、幼保連携型認定こども園の学級の編制に関する基準、人員
に関する基準及び運営に関する基準並びに連携型外認定こども園の職員の配置基準、職員
の資格基準及び管理運営等の基準について必要な改正をしようとするものである。

新	旧	対	照	表
新				旧
高知県認定こども園条例（抜粋）				高知県認定こども園条例（抜粋）
（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）				（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）
第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。				第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
（1） 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）第4条第3項の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）並びに <u>附則第2項、第4項及び第8項から第14項までの規定による基準</u>				（1） 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）第4条第3項の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）並びに <u>附則第2項、第4項及び第8項から第13項までの規定による基準</u>
（2） 略				（2） 略
（3） 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 <u>第8条の2、第8条の3、</u> 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17				（3） 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 <u>第8条の2、</u> 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条

条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準
 （4） 略
 （虐待等の禁止）

第8条の2 略

（児童対象性暴力等の防止）

第8条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条及び別表の7の(12)において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。別表の7の(12)において同じ。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（学級の編制に関する基準）

第9条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、30人以下を原則とする。

3 略

（人員に関する基準）

（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準

（4） 略

（虐待等の禁止）

第8条の2 略

（学級の編制に関する基準）

第9条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。

3 略

（人員に関する基準）

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章及び附則第8項において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね15人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章及び附則第8項において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね15人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園

師であって、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2～4 略

5 この表の備考1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 略

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

（1） 副園長又は教頭

（2） 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2～4 略

4 略

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

（1） 副園長又は教頭

（2） 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(連携型外認定こども園の認定の基準の準用)

第16条 幼保連携型認定こども園の運営については、別表の7の(11)及び(13)、8並びに9に規定する基準を準用する。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「園児(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第7項に規定する園児をいう。以下この条において同じ。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

附 則

1～7 略

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第10条第3項本文の規定により必要となる園児に対する教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭又は養護教諭として従事して

(3) 事務職員

(連携型外認定こども園の認定の基準の準用)

第16条 幼保連携型認定こども園の運営については、別表の7の(11)及び(12)、8並びに9に規定する基準を準用する。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「園児(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児をいう。以下この条において同じ。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

附 則

1～7 略

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第10条第3項本文の規定により必要となる園児に対する教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。

いる者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10～12 略

13 第10条第3項の表備考5及び附則第9項から前項までの規定により同表備考1に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

14 第10条第3項の表備考5及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者（同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（連携型外認定こども園の職員の数に係る特例）

15 別表の2の(5)の規定により同表の2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等の総数は、同表の1の(1)の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表（第3条関係）

以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10～12 略

13 附則第9項から前項までの規定により第10条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表（第3条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

(1) 略

(2) 満3歳以上の子どもであって、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者をいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する者をいう。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下とすること。

2 職員の資格

(1) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもに対する保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であること。

(2) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。5の(3)において同じ。）及び保育士の資格を併有する者であること。

(3) 略

(4) 連携型外認定こども園の長（連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を

連携型外認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

(1) 略

(2) 満3歳以上の子どもであって、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者をいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する者をいう。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下とすること。

2 職員の資格

(1) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもに対する保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であること。

(2) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。5の(3)において同じ。）及び保育士の資格を併有する者であること。

(3) 略

(4) 連携型外認定こども園の長（連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を

有すること。

(5) (1)及び(2)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと。

3 略

4 教育及び保育の内容

(1) 連携型外認定こども園における教育及び保育の内容は、法第5条の規定に基づき、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえ、幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に基づくものであるとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の連携型外認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

5・6 略

7 管理運営等

(1)～(11) 略

(12) 連携型外認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行わ

有すること。

3 略

4 教育及び保育の内容

(1) 連携型外認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえ、幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に基づくものであるとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の連携型外認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

5・6 略

7 管理運営等

(1)～(11) 略

れた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

(13) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(13)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

8～10 略

(12) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(12)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

8～10 略

新	旧	対	照	表
新			旧	
高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（抜粋）			高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（抜粋）	
附 則			附 則	
（施行期日）			（施行期日）	
1 この条例は、公布の日から施行する。			1 この条例は、公布の日から施行する。	
（経過措置）			（経過措置）	
2 高知県認定こども園条例第2条第1号に規定する <u>幼保連携型認定こども園</u> （次項において「 <u>幼保連携型認定こども園</u> 」という。）において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の高知県認定こども園条例（以下「 <u>新条例</u> 」という。）第10条第3項の規定（ <u>満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。</u> ）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の高知県認定こども園条例（以下「 <u>旧条例</u> 」という。）第10条第3項の規定（ <u>満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。</u> ）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。			2 高知県認定こども園条例第2条第1号に規定する <u>幼保連携型認定こども園</u> において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の高知県認定こども園条例（ <u>次項において「新条例」という。</u> ）第10条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の高知県認定こども園条例（ <u>次項において「旧条例」という。</u> ）第10条第3項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。	
3 <u>幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しな</u>				

い。この場合において、旧条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 高知県認定こども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定こども園（次項において「連携型外認定こども園」という。）において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新条例別表の1の(1)のウの規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)のウの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

5 連携型外認定こども園において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例別表の1の(1)のエの規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)のエの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 高知県認定こども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定こども園において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例別表の1の(1)の規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

概要 ✓ 県の基準条例が規定している設備、運営等の基準について参照している国の基準府省令が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 条例改正の概要（基準府省令の改正ポイント）

主な改正	改正内容		改正の背景・理由等
①児童対象性暴力等の防止	【現行】 基準なし	【改正後】 認定こども園の設置者は 児童対象性暴力等を防止 し、児童対象性暴力等が行われた場合に被害園児を適切に保護するため、 児童等対象業務従事者 （園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するもの） <u>に係る犯罪事実確認</u> その他の必要な措置を講じなければならない。	➤ こどもに対する性犯罪・性暴力を未然に防ぐため、教育・保育等の現場で従事者による加害を防止することを目的として制定された「こども性暴力防止法」の施行に伴い、必要な基準を整備するもの。
②主務保育教諭等の規定の整備	【現行】 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭等	【改正後】 主務保育教諭 等の職を追加。	➤ 認定こども園における教育・保育の活動について、保育教諭等の職員間の総合的な調整を担う主務保育教諭等の職を新たに設け、配置できることとしたもの。
③学級編制基準の引下げ	【現行】 1学級の園児数 原則 35人 以下	【改正後】 1学級の園児数 原則 30人 以下 （経過措置：令和14年3月31日までは従前の例によることができる）	➤ 特別な配慮を必要とする幼児が増加している現状を踏まえ、幼児一人一人の状況や発達特性に応じた行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であるため。
④専門職の活用	【現行】 基準なし	【改正後】 認定こども園に勤務する 理学療法士等を1人に限り保育教諭等とみなすことができる 。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	➤ 認定こども園等で障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れが増えている状況を踏まえ、多様なニーズをもつこどもへの専門的支援を確保・充実する必要があるため。
⑤職員配置基準の経過措置の一部改正	【現行】 教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 当分の間 従来の基準により運営することができる。	【改正後】 満3歳以上満4歳未満の園児に対し教育及び保育を提供する保育教諭等の数の経過措置について 令和10年3月31日まで とする。	➤ 職員配置の改善の状況を踏まえた改正 ※令和6年の改正により職員配置基準が保育教諭等1人につき子ども20人→15人へと改正されたが、当分の間は従来の20人で可とする経過措置が設けられ、その適用期間が令和10年3月31日までとされたもの。

2 施行期日